

船舶事故調査報告書

平成24年10月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成24年7月22日 10時30分ごろ～12時35分ごろの間）
発生場所	不明（兵庫県南あわじ市福良港～鳴門海峡の徳島県鳴門市飛島東方500m付近の間）
事故調査の経過	平成24年7月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 八幡丸、4.66トン HG3-33749（漁船登録番号）、個人所有 10.90m (Lr) × 2.57m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和54年1月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月1日 免許証交付日 平成23年10月3日 (平成28年12月21日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成24年7月22日10時30分ごろ福良港を出港し、底びき網漁を操業するため、同港西方沖の漁場に向かった。 鳴門海峡の観潮船は、鳴門海峡の最狭部に架かる大鳴門橋の南方を航行中、12時35分ごろ、飛島東方500m付近において、船首を北～北西方に向けて航行中の本船が無人であることに気付く、海上保安庁に118番通報を行うとともに、本船の所属漁業協同組合に通報した。 海上保安庁の巡視艇及び僚船は、直ちに本船の救助に向かい、僚船が、13時20分ごろ鳴門市所在の鳴門飛島灯台から真方位160°3,500m付近を航行中の本船を発見した。 僚船の乗組員は、本船に移乗して機関を停止したのち、船首甲板左

	<p>舷側から海中に出ていたロープ（袖網と網口開口板との間のロープ、以下「本件ロープ」という。）を巻き揚げたところ、13時40分ごろ左足に本件ロープが絡んだ本船の船長が浮上してきたので、収容し、僚船により福良港に搬送したが、死亡が確認され、死因は、溺水と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 潮流（7月22日鳴門海峡） 転流時 10時42分 南流最強時 13時55分 9.2ノット</p>
その他の事項	<p>本船及び船長は、発見された時、次のような状態であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本船の機関は、前進状態であったが、通常の航行時よりは回転数を下げていた。 ・船首甲板左舷側ブルワークには、投揚網用の切り欠き部（長さ約2m、高さ約0.3m）があり、浮き1個、左側の引き索（直径約22mm、長さ不詳）、チェーン付きの網口開口板（縦約1m、横約0.5m）、本件ロープ（直径約27mm、長さ約30m）及び袖網の一部が同切り欠き部から海中に出ていた。 ・右側の引き索、網口開口板、ロープ及び袖網並びに袋網は、切り欠き部から左舷船尾付近にかけて甲板上に置かれており、同引き索及びロープは、コイルされていた。 ・僚船の乗組員は、本船から出ていた漁具を巻き揚げた際、船長の左足に本件ロープが一重に絡んでいた。 ・船長は、つなぎの合羽を着ており、左足の長靴は履いていたが、右足の長靴は脱げており、救命胴衣を着用していなかった。 ・本船の魚倉内には、漁獲物がなかった。 <p>本船は、通常、福良港から同港西方の漁場に向けて航行中に漁具の準備を行っており、漁具を投入する順に切り欠き部がある左舷側に並べ、約30～40分かけて漁場に到着した後、低速力で左回りに航行しながら切り欠き部から、浮き、左側の引き索、網口開口板、本件ロープ、漁網、右側のロープ、網口開口板及び引き索の順に投入して最初に入れた浮きの所に戻り、浮きを回収して2本の引き索を船尾に取り、低速力でえい網していた。</p> <p>本船は、通常、南あわじ市門^と埼及び押^{おしのぼり}登岬とを結ぶ線より以北の海域で底びき網漁を操業しており、大鳴門橋南側の鳴門海峡で操業することはなかった。</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	不明

<p>判明した事項の解析</p>	<p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、22日10時30分ごろ福良港を出港したのち、12時35分ごろ飛島東方500m付近において無人の状態で見られたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、発見された際、機関が前進にかかった状態であり、漁具の一部が切り欠き部から海中に出ていることから、投網作業中であったものと考えられる。</p> <p>船長は、船首甲板で投網作業中、左足に本件ロープが絡んだことから、落水して溺水したものと考えられるが、本件ロープが絡んだ状況及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が福良港を出港後、投網作業中、船長が、左足に本件ロープが絡んだため、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人乗りの漁船で操業する場合には、救命胴衣を着用すること。